

## ○環境放射線○

# 監視結果

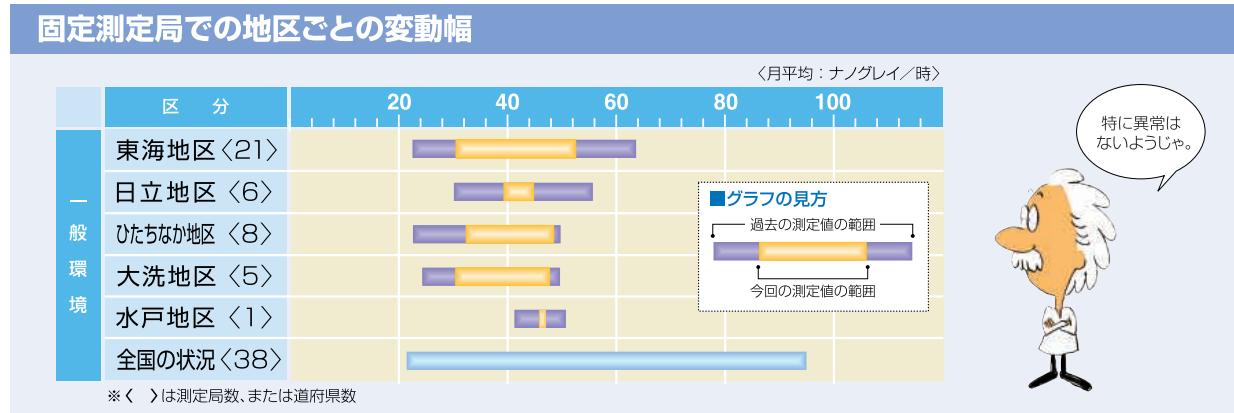
# 原子力施設周辺における環境

## 空間放射線量

平成17年7月から9月までの3ヵ月間、毎日24時間連続測定された空間放射線量(ガンマ線)は、過去に測定された値と比較して同程度であり、異常は認められませんでした。

平成17年上半年のサーベイ(モニタリング車による空間放射線量(ガンマ線))及び積算線量の測定結果によると、地域分布は従来と同じ傾向であり、経年変化も従来と同じ水準で推移していました。

### 固定測定局での地区ごとの変動幅



### 積算線量 固定点で6ヵ月間連続して積算した線量

東海地区67地点、大洗地区24地点で測定したところ地域分布は従来と同じ傾向であり、経年変化も従来と同じ水準で推移していました。

測定地点	測定値(マイクログレイ/6ヵ月)
東海地区(67)	100~220
大洗地区(24)	120~190
比較対照地区(3)	130~170

( )は地点数

### サーベイ モニタリング車で空間放射線量を測定

東海地区36地点、大洗地区18地点で測定したところ地域分布は従来と同じ傾向であり、経年変化も従来と同じ水準で推移していました。

測定地点	測定値(ナノグレイ/時)
東海地区(36)	18~46
大洗地区(18)	25~55
比較対照地区(2)	36

( )は地点数

## 周辺環境における放射能

周辺地域で生産された牛乳、空気中のちり、河川水などに含まれる放射能を測定しましたが、異常は認められませんでした。

土壤、海底土からは、過去の核爆発実験の影響によるセシウム-137などが検出されました。これまでの検出の範囲内で異常は認められませんでした。

## 原子力施設からの排気・排水中の放射能

原子力施設から排出される排気・排水中の放射能を測定した結果、過去に測定された範囲内または法律で定められている基準値以下で、異常は認められませんでした。

## 質問コーナー



環境放射線監視結果は毎号紙面公表されていますが、異常を感じてからでは事故を防ぐことができません。平常時の安全対策にJCOの事故は生かされているのでしょうか。不安が募ります。(ひたちなか市 48歳女性)



JCOの事故を受けて政府は原子力の安全、防災対策の強化・充実を図るために、原子炉等規制法の改正や原子力災害対策特別措置法を制定しました。事故を起こさない措置としては、核燃料加工施設にも原子力発電所と同様の施設定期検査を義務づけるとともに、事業者の保安規定遵守状況に関する検査制度の創設(保安検査制度)、原子力保安検査官の増員・配置が行われました。

県も、新たに経験豊富な原子力と施設安全調査員を県・関係市町村に配置するとともに、原子力安全協定に基づく平常時の立ち入り調査体制を強化するなど安全対策を充実強化しています。

掲載する質問をメール(kansi\_asu@pref.ibaraki.lg.jp)、またははがき(8ページの応募方法のあて先参照)でお寄せください。

# 放射線の監視結果

(平成17年7月~9月)

## 監視委員会の評価

平成17年度第3回茨城県東海地区環境放射線監視委員会(委員長:角田副知事、平成18年1月18日開催)の検討評価の結果、環境中の放射線や放射能の異常は認められませんでした。また原子力施設からの排気・排水中の放射能も異常は認められませんでした。

前々号では環境放射線の監視の仕組みを紹介し、監視委員会がこの監視や調査の方法を計画し、その結果を評価していることを説明しました。今回は、この監視委員会がそもそもどのような組織なのかなどを歴史も踏まえて紹介します。

## 監視委員会ってどんな組織なの?

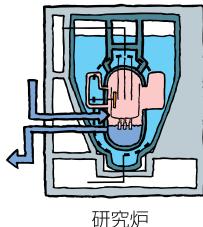
東海・大洗地区には原子力発電所を始めとして、使用済核燃料再処理施設や核燃料加工施設、各種研究・技術開発機関、大学など多種多様な施設が多数立地しています。

このため、県は東海・大洗地区における原子力施設周辺の環境放射線の監視を民主的に行うため、第三者監視機構として「茨城県東海地区環境放射線監視委員会」を設置し、放射線監視計画の策定、監視結果の評価、公表を行い、住民の安全と健康の確保に努めています。事務局は県の原子力安全対策課が担当しています。

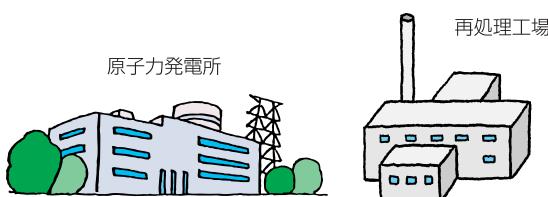


### どういう経緯でできたの?

環境放射線監視は、我が国初の研究用原子炉である原研東海研究所の「JRR-1」の臨界を前に、昭和32年に県の衛生研究所に放射能室が設置され開始されました。



その後、原子力発電所や核燃料精錬施設、研究施設などの建設に伴い、各原子力事業所の放射線監視計画を整理統合する必要が生じたことから、昭和35年には「東海村放射線管理連絡会」(7機関構成)や昭和40年には「東海地区放射線管理協議会」(15機関構成)が設置され、東海・大洗地区の放射線監視が円滑に行われるようになりました。



旧動力炉・核燃料開発事業団の使用済燃料の再処理工場の設置計画を契機として、県は地方公共団体が関与する「第三者監視機構」の設置を国に要望した結果、国の理解・協力を得て、昭和46年に「茨城県東海地区環境放射線監視委員会」が設置され、昭和47年に全国に先駆けて監視計画が策定、実施されました。

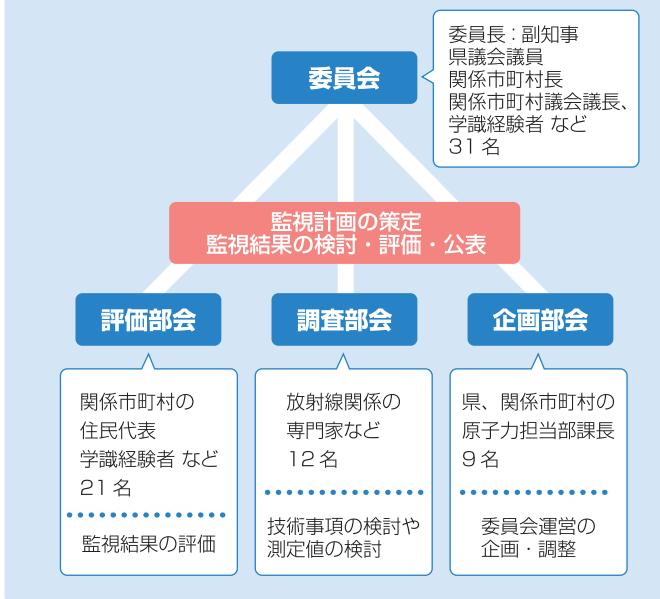
### 委員会はどのように運営されているの?

委員会は、国、県、原子力事業者の全20機関からの環境放射線などの監視・測定結果(1年間で約20,000件)を検討評価するため、3ヵ月ごとに年4回開催されています。

評価結果は3ヵ月ごとに「監視季報」や広報紙「あす」で公表されています。

また、委員会の下部組織には評価部会、調査部会、企画部会が設置されており委員会の活動を支えています。

### 委員会と部会の組織と役割



※詳細については 茨城県原子力安全対策課まで  
お問い合わせください。TEL.029-301-2922

最新の空間の放射線量(ガンマ線)の測定値は、  
インターネットでご覧になれます。  
<http://www.houshasen-pref-ibaraki.jp>